



令和2年度税制改正大綱について

2019年12月
日本証券業協会

1. 証券界要望の結果について

【NISA制度(一般・つみたて・ジュニアNISA)の恒久化・根拠法の制定等】

	要望項目(証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの)	結果(○は実現)
1	NISA制度を恒久化又は延長すること	恒久化: × 延長: 【一般NISA】 一部見直しの上 ○(5年) 【つみたてNISA】 ○(5年) 【ジュニアNISA】 ×
2	企業から支払われる職場積立NISAの奨励金を非課税とすること	×

	証券界要望ではないものの深く関係すると思われる項目	結果(○は実現)
1	NISA口座の簡易開設手続において、開設したNISA口座が二重口座であった場合に、特定口座を開設している顧客については、買付済みの商品の当該特定口座への移管を可能とすること	○

【税制改正大綱における記載(抜萃)】

第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

人生100年時代を迎え、高齢期における就労の拡大や働き方の多様化に対応し、私的年金の加入可能年齢等の引上げや、中小企業への企業年金の普及・拡大等に取り組む。成長資金の供給を促しつつ、家計の安定的な資産形成を促進する観点から、NISA制度全体を見直す中でつみたてNISAを延長し、少額からの積立・分散投資を促進していく。

4. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

② 成長資金の供給と家計の安定的な資産形成支援の観点からのNISA制度の見直し・延長

経済成長に必要な成長資金の供給を促すとともに、人生100年時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA制度について、少額からの積立・分散投資をさらに促進する方向で制度の見直しを行いつつ、口座開設可能期間を延長する。

基本的な制度としては、非課税期間5年間の一般NISAについては、より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促す観点から、積み立てを行っている場合には別枠の非課税投資を可能とする2階建ての制度に見直したうえで、口座開設可能期間を5年延長する。投資対象商品については、1階部分はつみたてNISAと同様とし、2階部分は、現行の一般NISAから高レバレッジ投資信託など安定的な資産形成に不向きな一部の商品を除くこととする。また、非課税期間20年間の現行のつみたてNISAについては5年延長し、ジュニアNISAについては、利用実績が乏しいことから延長せず、新規の口座開設を2023年までとする。

平成29年度税制改正大綱(抜萃)

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

2 デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置

(4) その他考慮すべき課題

④ また、前述の個人所得課税改革において、老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援する公平な制度の構築に向けた検討を行う中で、NISA全体に係る整理を行う。こうした方針に沿って、制度の簡素化や税制によって政策的に支援すべき対象の明確化の観点から、複数の制度が並立するNISAの仕組みについて、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討する。

平成31年度税制改正大綱(抜萃)

第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

5 経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討

(1) 個人所得課税のあり方

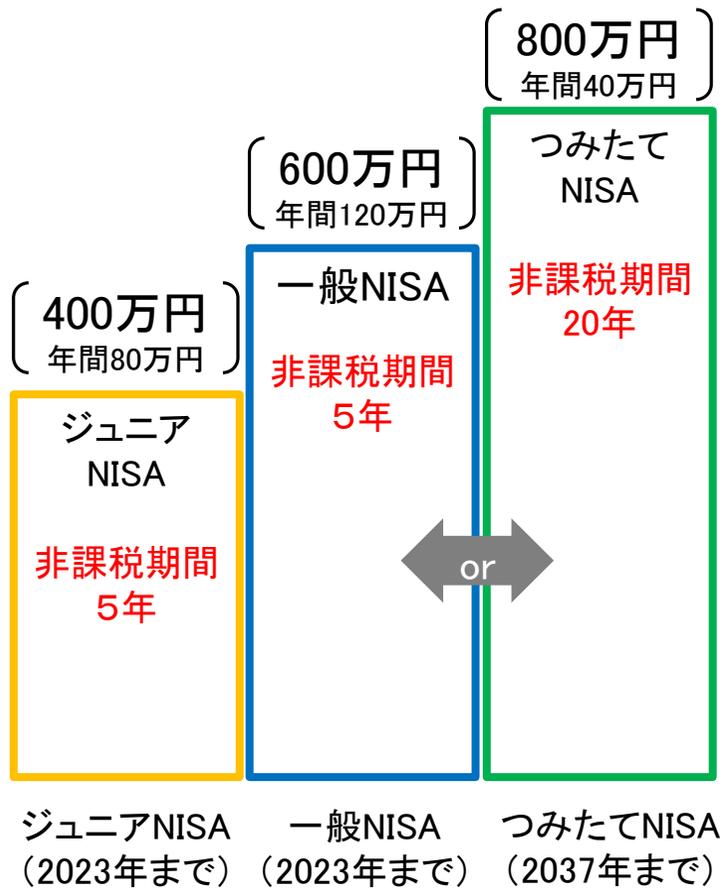
② 老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度のあり方

NISA については、その政策目的や制度の利用状況を踏まえ、望ましいあり方を検討する。

(参考) 税制改正大綱で示された新NISAのイメージ

現 行

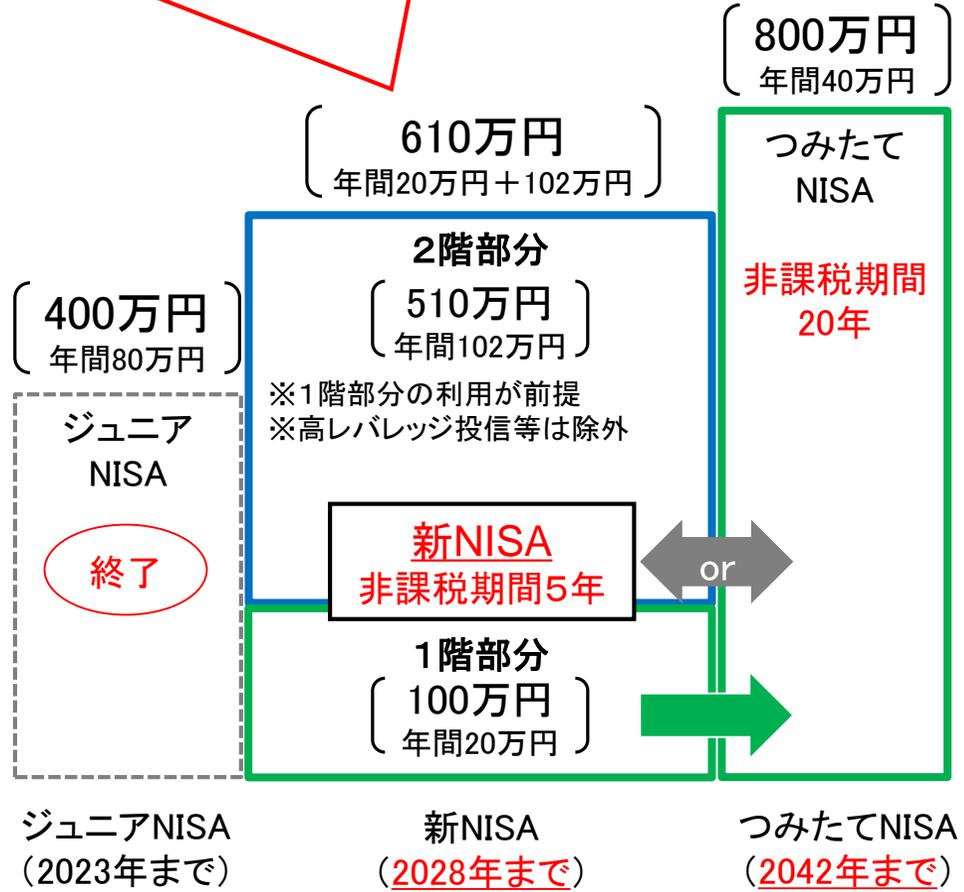
一般NISA、つみたてNISA、
ジュニアNISAの3つの制度が存在



改正後(2024年以降)

新NISAとつみたてNISAの2つの制度に改正し、5年延長

- 既存の一般NISAからのロールオーバーが可能
- 既存のNISA口座開設者・投資経験者は2階部分のみの利用も可能(上場株式のみ)



※終了後は全額を非課税で払出可能

※非課税期間終了後、1階部分はつみたてNISAに取得対価の額で移管可能

1. 証券界要望の結果について

【上場株式等の相続税評価額の見直し】

	要望項目(証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの)	結果(○は実現)
1	上場株式(ETF及びREIT等を含む。)及び公募株式投資信託の相続税評価額を見直すこと。例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること	×

【金融所得課税一体化の促進等】

	要望項目(証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの)	結果(○は実現)
1	デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること	△ (長期検討事項)

令和2年度税制改正大綱

第三 検討事項

2 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

(参考)平成31年度税制改正

第三 検討事項

2 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

1. 証券界要望の結果について

【確定拠出年金制度の拡充等】

	要望項目(証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの)	結果(○は実現)
1	確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること	撤廃: × 延長: ○(3年)
2	確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること ・ 加入者資格喪失年齢の引上げ	○

<確定拠出年金の加入者資格>

【現行】20歳以上60歳未満 ⇒ **【改正後】企業型:厚生年金被保険者(70歳未満)**
個人型:国民年金被保険者(65歳未満)
※確定拠出年金法等の改正を前提とする

【税制改正大綱における記載(抜萃)】

確定拠出年金法等の改正を前提に次の措置を講ずる。

- ① 確定拠出年金制度等について次の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。
イ 確定拠出年金制度及び農業者年金制度の加入可能要件について、企業型確定拠出年金制度は厚生年金被保険者であれば、個人型確定拠出年金制度及び農業者年金制度は国民年金被保険者であれば、それぞれ加入可能とする。

1. 証券界要望の結果について

【確定拠出年金制度の拡充等】

	要望項目(証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの)	結果(○は実現)
1	<p>確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること</p> <ul style="list-style-type: none">・ 拠出限度額の引上げ(特に2号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること)・ マッチング拠出の弾力化・ 中途引出要件の緩和・ 老齢給付金の支給要件の緩和等	 (長期検討事項)

令和2年度税制改正大綱

第三 検討事項

1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

【税制改正大綱における記載(抜萃)】

確定拠出年金法等の改正を前提に次の措置を講ずる。

- ① 確定拠出年金制度等について次の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。
 - イ (前出)
 - ロ 確定拠出年金制度、確定給付企業年金制度及び農業者年金制度の受給開始時期等の選択可能な範囲を拡大する。
 - ハ 確定拠出年金法の簡易企業型年金及び中小事業主掛金納付制度について、これらの制度が実施可能な事業主の範囲を拡大する。
 - ニ 企業型確定拠出年金加入者について、企業型確定拠出年金の規約の定めなしに個人型確定拠出年金制度への加入を可能とする。
 - ホ 確定給付企業年金制度の終了時における同制度から個人型確定拠出年金制度への年金資産の移換及び加入者の退職等に伴う企業型確定拠出年金制度から通算企業年金制度への年金資産の移換を可能とする。
- ② その他所要の措置を講ずる。

1. 証券界要望の結果について

【エンジェル税制の拡充】

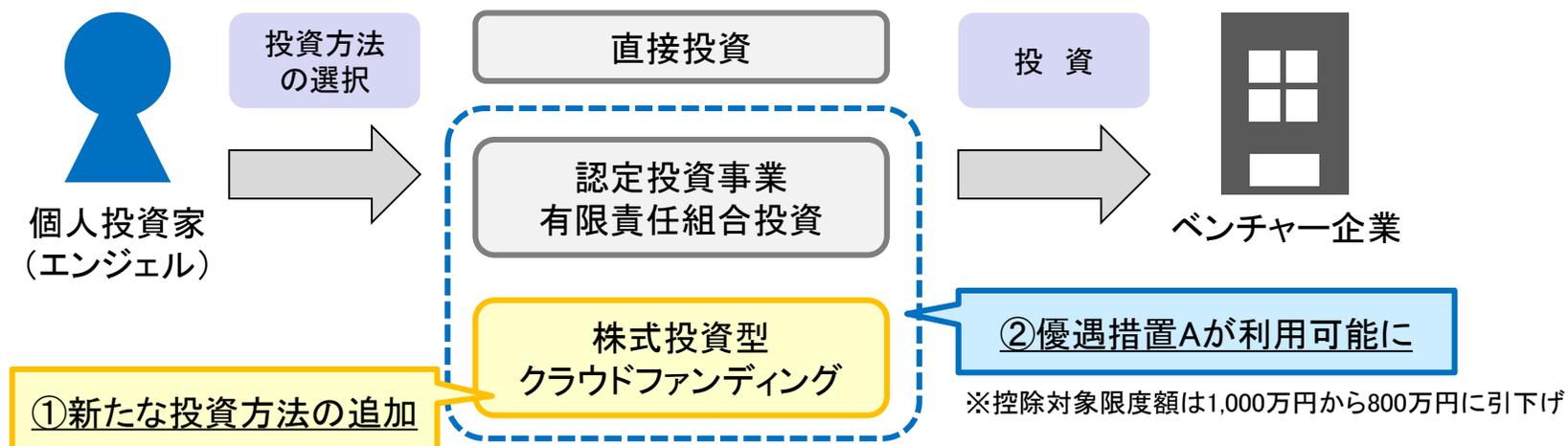
	要望項目（証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの）	結果（○は実現）
1	エンジェル税制の適用要件を緩和するとともに、企業と投資家の橋渡し役となる認定業者の対象範囲を拡大すること	○

＜エンジェル税制＞

個人がベンチャー企業に投資した際に所得税が軽減される優遇措置

【優遇税制A】...投資額の一部について所得控除が可能（設立後5年未満）

【優遇措置B】...上場株式譲渡益等との損益通算が可能（設立後10年未満）



1. 証券界要望の結果について

【投資信託・投資法人制度等の拡充】

	要望項目(証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの)	結果(○は実現)
1	上場インフラファンドにおける導管性要件の特例を延長又は恒久化すること	恒久化: × 延長: ○(3年)
2	投資法人に外国子会社合算税制が適用される場合に、投資家において、二重課税調整(外国税を控除する仕組み)ができるよう所要の措置を講じること	○
3	土地流動化促進等のための長期保有資産(土地等・建物等で、所有期間が10年超のもの)に係る買換え特例措置を延長すること	見直しの上 ○(3年)
4	投資信託等(証券投資信託・ETF・JDR・REIT等)に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと	×

【特定口座の利便性向上】

	要望項目(証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの)	結果(○は実現)
1	振替機関等を通じて金融商品取引業者がその取得日等について一定の客観性をもって確認できる方法で取得する上場株式等について、その取得時に特定口座への受入れを可能とすること	一部○

1. 証券界要望の結果について

【国際的な金融取引の円滑化のための税制措置】

	要望項目(証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの)	結果(○は実現)
1	CRSに係る国内法について、OECDが提示する国際基準と整合的なものとなるよう見直しを行うこと	○

【デジタル技術の活用等による事務手続きの効率化のための税制措置】

	要望項目(証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの)	結果(○は実現)
1	内国法人が行う税法上の告知に際して、告知を受ける金融機関等が国税庁の法人番号検索サイトにより当該内国法人の法人番号を確認した場合には、当該法人番号の告知を不要とすること	○
2	税務手続きのICT化の観点から、税法上、書面でのみ提出・交付が認められている各種届出書・依頼書・確認書等の電子化による手続き効率化を図ること	○

【その他の税制措置】

	要望項目(証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの)	結果(○は実現)
1	消費税法上の金・白金の仕入れ税額控除に必要な相手方の本人確認書類について、当該仕入れが総合取引所の商品関連市場デリバティブ取引による場合には、商品先物取引による場合と同様に媒介等を行う者のみとする措置を講じること	○

(参考)証券界要望ではないものの 深く関係すると思われる項目

	証券界要望ではないものの深く関係すると思われる項目	結果(○は実現)
1	報酬に関する規律の見直し等を行う会社法の改正等に伴い、所要の措置を講じること	○
2	自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化のための所要の措置	 (長期検討事項)

令和2年度税制改正大綱

第三 検討事項

5 自社株式を対価とした公開買付け等に係る課税のあり方については、会社法制の見直しを踏まえ、組織再編税制等も含めた理論的な整理を行った上で、必要な税制措置について検討する。

2. 来年度以降の税制改正の検討に係る記載

【年金課税のあり方の検討】

第一 4. (2)－① 私的年金等に関する公平な税制のあり方(抜萃)

年金課税については、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保することが必要である。諸外国を見ると、日本の公的年金等控除のような、年金収入に対する大きな控除はなく、基本的に拠出段階、給付段階のいずれかで課税される仕組みとなっている。わが国においてもこういった例を参考に、世代内・世代間の公正性を確保する観点から検討を進めていく。

【金融所得に対する課税のあり方の検討】

第一 4. (2)－① 私的年金等に関する公平な税制のあり方(抜萃)

あわせて、金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援する制度の普及状況や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。

【相続税・贈与税の検討の方向】

第一 4. (4) 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止(抜萃)

高齢化の進展に伴い、いわゆる「老々相続」が課題となる中で、生前贈与を促進する観点からも、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築が課題となっている。今後、諸外国の制度のあり方も踏まえつつ、格差の固定化につながらないよう、機会の平等の確保に留意しながら、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める。

(参考)

**N I S A 制度の政策目的及び
利用状況について**

2019年12月

日本証券業協会

NISAの制度期限延長に関する論点

1. NISAの政策目的（— 各年度の与党税制改正大綱より —）

- (1) 家計の安定的な資産形成の支援（一般NISA、つみたてNISA）
- (2) 経済成長に必要な成長資金の確保（一般NISA）

（参考）政策目的の違いによるNISAの制度差異

2. NISAの利用状況（一般NISAに対する誤解を中心に）

(1) NISAの口座数と買付額

- 口座数はNISA全体で約1,342万口座、一般NISAはこのうち9割を占める
- 買付額はNISA全体で約17.2兆円、一般NISAはつみたてNISAの約100倍
⇒ 成長資金の供給に貢献している

(2) NISAの利用者の年齢

一般NISAの利用は高齢者の利用が多く、若年層に利用されていないのでは？

- ⇒ ・ つみたてNISAの利用者は約7割が若年層
- ・ 2019年の一般NISA開設者の4割以上が40歳以下、6割以上が50歳以下
（制度開始後5年間に一般NISA開設者のうち、若年層の占める割合が年々上昇）

(3) NISAによる投資銘柄

一般NISAはボロ株（超低位株）の短期売買に利用されているのでは？

- ⇒ ・ 買付上位銘柄は、中長期保有に適した高配当銘柄や大型の新規公開銘柄であり、政策目的に沿ったもの
- ・ 超低位株の短期売買は極めて少数（口座数でみて0.011%）

(4) N I S Aによる個人投資家の裾野拡大への寄与

N I S Aは既存投資家を中心に利用され、裾野拡大に寄与していないのでは？

⇒ 過去4年間に証券投資を始めた者のうち、約5割がN I S A開設を契機としている。
個人株主数も着実に増加している

(5) N I S Aの利用者の所得額や金融資産保有額

N I S Aは高所得者や多額の金融資産保有者を中心に利用されているのでは？

⇒ N I S Aの利用者は、現状でも中間層以下が多い（世帯年収600万円未満が約6割、
世帯あたりの保有金融資産1,000万円未満が約4割）

(備考) N I S A制度と私的年金制度（DB、DC、i D e C o）

- ・ N I S Aは、老後の支出だけでなく、教育、住宅、起業、リカレント教育（自らの学び直し）等の多様な資金使途に対応するもの
- ・ N I S Aには、年金のように年齢による加入制限や払出制限はない

— 政策目的 —

税制改正大綱(NISA制度の政策目的・検討課題)

●平成25年度税制改正大綱(一般NISA創設)(注)

【一般NISA創設】

- ・ 家計の安定的な資産形成を支援
- ・ 経済成長に必要な成長資金の供給を拡大

●平成27年度税制改正大綱(一般NISAの限度額拡充[100万円⇒120万円]、ジュニアNISA創設)

【一般NISAの限度額拡充】

- ・ 家計の安定的な資産形成を支援
- ・ 経済成長に必要な成長資金を確保

【ジュニアNISA創設】

- ・ 若年層への投資のすそ野の拡大等を図る

●平成29年度税制改正大綱(つみたてNISA創設)

【つみたてNISA創設】

- ・ 家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するため

【検討事項】

- ・ 制度の簡素化や税制によって政策的に支援すべき対象の明確化の観点から、複数の制度が並立するNISAの仕組みについて、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討

●平成31年度税制改正大綱(NISAの望ましいあり方の検討)

【検討課題】

- ・ 政策目的や制度の利用状況を踏まえ、望ましいあり方を検討

(注)平成25年(2013年)12月末で上場株式等に係る軽減税率(10%)が廃止され、平成26年(2014年)から本則税率(20%)に引き上げられている

一般NISA、つみたてNISAの政策目的

成長資金
の供給

一般NISA

「家計の安定的な資産形成を支援」
「経済成長に必要な成長資金の供給を拡大」
(平成25年度与党税制改正大綱)

※上場株式(個別銘柄)にも投資可能

家計の
安定的な
資産形成

➤ 小口の時間分散投資
(120万円×5年)

つみたてNISA

「家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進する」
(平成29年度与党税制改正大綱)

➤ 少額からの長期・積立・分散投資
(40万円×20年)

(注)年齢や用途による払出制限なし

一般NISAとつみたてNISAの比較

● 投資手法

	スポット投資	積立投資 (定時・定額)
一般NISA	○	○
つみたてNISA	×	○

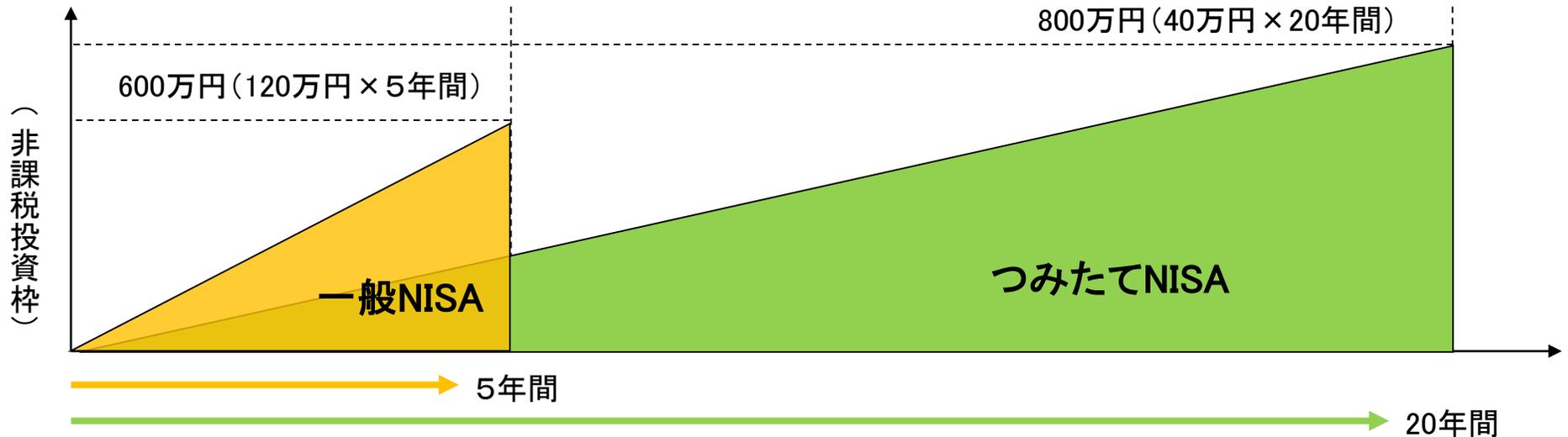
● 投資可能な有価証券

(注) 銘柄数は2019年8月末時点
(つみたてNISA対象銘柄のみ2019年10月1日時点)

	上場株式 (3,770銘柄)	J-REIT等 (63銘柄)	ETF (195銘柄)	公募株式投信 (5,967銘柄)
一般NISA	○	○	○	○
つみたてNISA	×	×	一部○ (7銘柄のみ)	一部○ (166銘柄のみ)

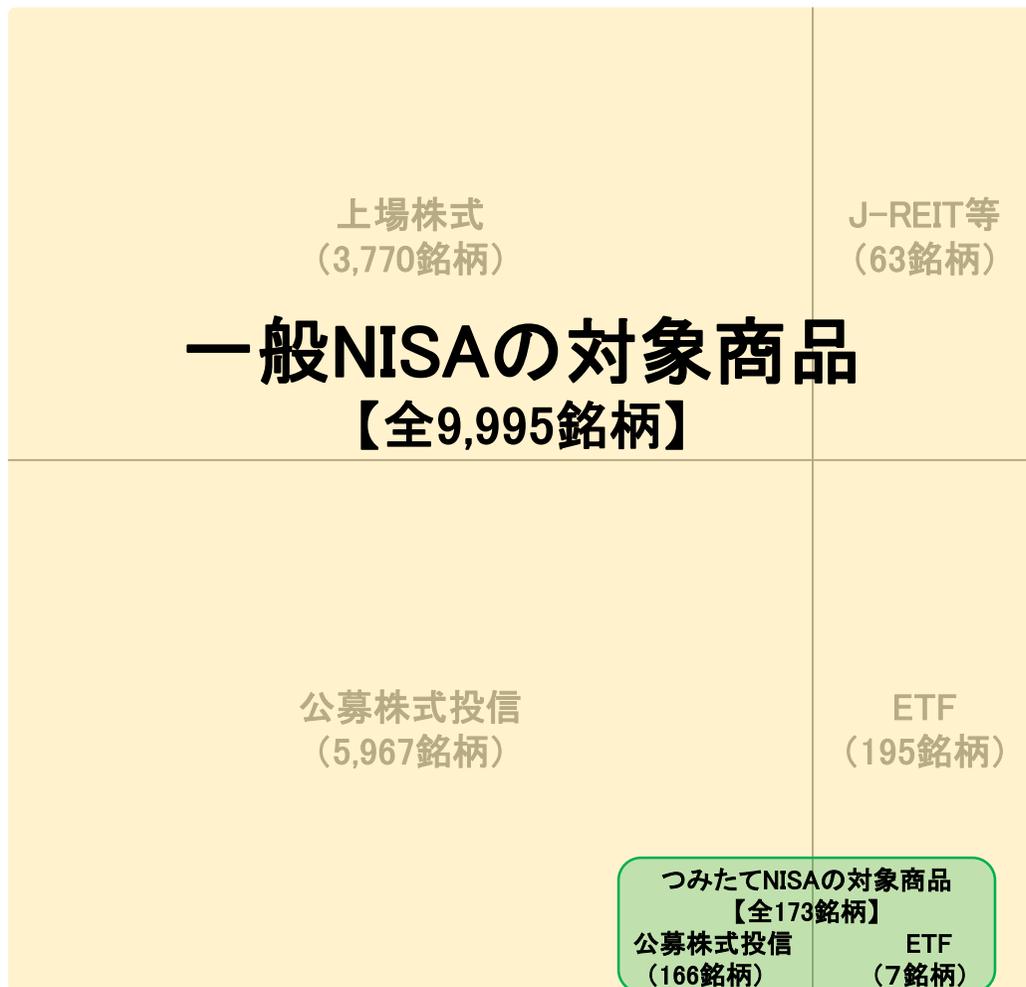
長期の積立・分散投資に適した
一定の投資信託(告示で規定)

● 買付可能期間と非課税投資枠



一般NISAとつみたてNISAの比較(対象商品)

(イメージ図)



【一般NISA】

金融庁監督指針により、制度趣旨に則った適切な金融商品の提供・勧誘等を行う旨が記載

- ・ 金融リテラシー向上のための情報提供
- ・ 安定的な資産形成に資する金融商品の提供
- ・ 手数料等の収入面に偏重しない評価体系の構築 等

⇒販売業者への規制を通じて政策目的の実現を図ることとされている

2018年、積立型の投資に利用しにくいことを踏まえ新設

【つみたてNISA】

告示により長期の積立・分散投資に適した金融商品に限定されている

- ・ 販売手数料がゼロ、保有に要するコストが低額
- ・ 運用期間が長期(無期限又は20年以上)
- ・ 毎月分配以外のもの 等

(注)銘柄数は2019年8月末時点
(つみたてNISA対象銘柄のみ2019年10月1日時点)

－ 利用状況 －
(1) NISAの口座数と買付額

NISA(一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA)の利用状況(2019年6月末時点)

○NISA(一般・つみたて)・ジュニアNISA口座数及び買付額

		口座数	買付額
NISA(一般・つみたて)		1,308万9,411口座	17兆593億2,467万円
	一般NISA (うち積立投資分)	<u>1,161万8,539口座</u> (36万4,397口座)	<u>16兆8,812億3,542万円</u> (6,566億8,815万円)
	つみたてNISA	147万872口座	1,780億8,925万円
ジュニアNISA (うち積立投資分)		32万8,982口座 (3万1,487口座)	1,405億8,345万円 (41億241万円)
NISA制度全体		1,341万8,393口座	17兆1,999億812万円

(注) 1. 一般NISA口座数は、基準日時点で、金融機関に対してマイナンバーの告知がされておらず、2019年の投資利用枠が設定されていない口座数を含む。

2. 一般NISA・ジュニアNISAの積立投資分は、証券会社において積立投資契約を行っている口座数及び積立投資契約での買付額。

(出所)金融庁「NISA口座の利用状況調査(2019年6月末時点)」

○NISA(一般・つみたて)・ジュニアNISA取扱金融機関数

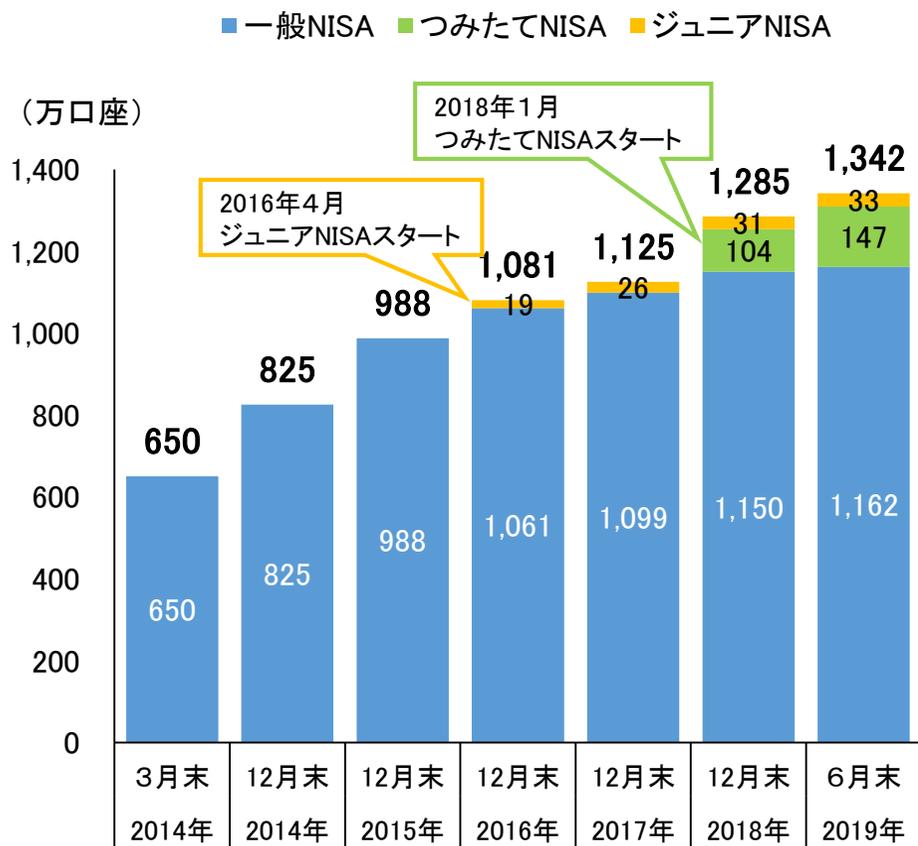
	証券会社	その他金融機関 (注)	全金融機関合計
一般NISA	131社	546法人	<u>677法人</u>
つみたてNISA	65社	488法人	<u>553法人</u>
ジュニアNISA	120社	213法人	<u>333法人</u>

(注)その他金融機関には、銀行(都銀、地銀、ゆうちょ銀)、信託銀行、信用金庫、信用組合、投信会社、農協、労働金庫、生損保を含む。

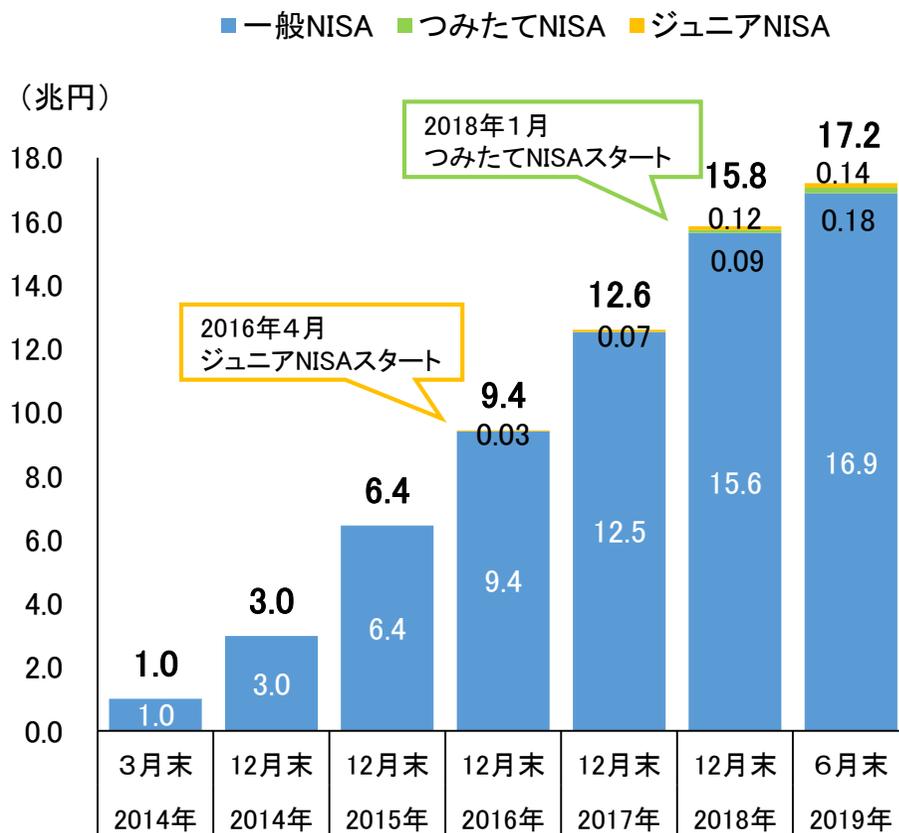
NISA口座数・買付額の推移

◆ NISA(一般、つみたて)・ジュニアNISAは、これまで約1,342万口座(概ね国民10人に1人)が開設され、約17.2兆円の新規投資が行われており、**国民の資産形成に不可欠な制度**となりつつある
 ⇒ **推計個人株主数1,985万人のうち、約7割(67.6%)が利用している**

NISA口座数の内訳と推移



NISA買付額の内訳と推移



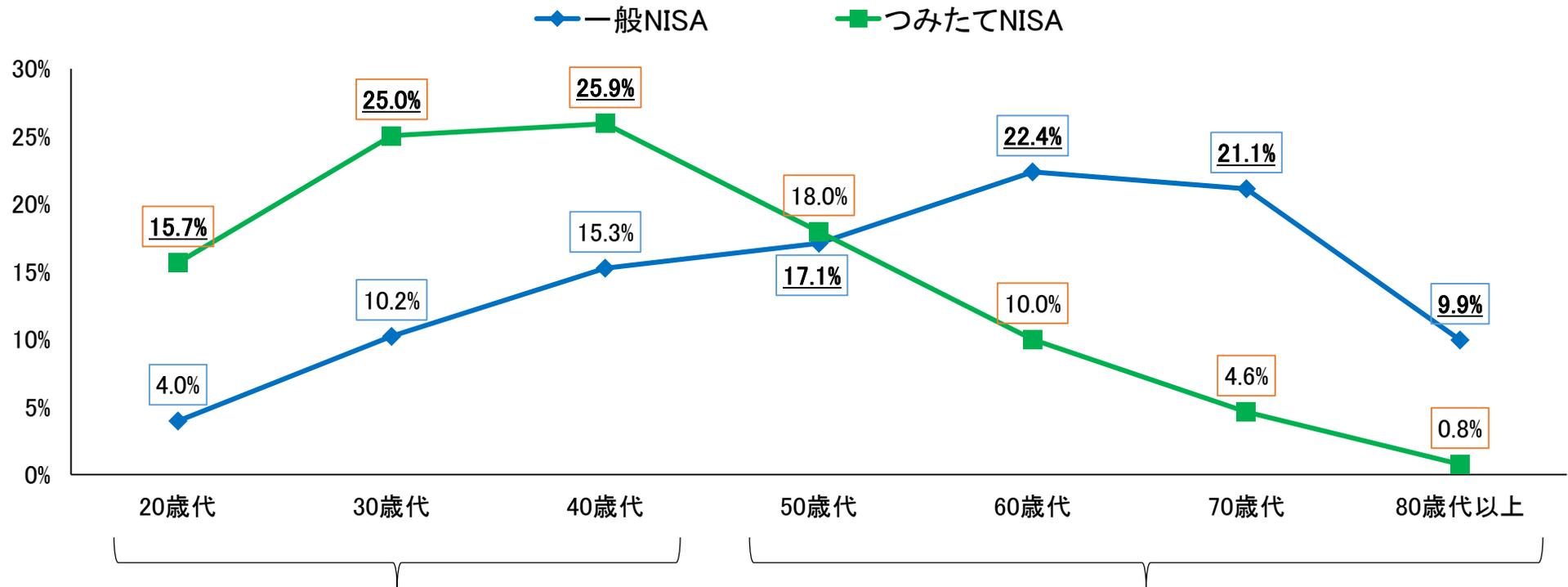
(出所) 金融庁「NISA口座の利用状況調査」

(注) 推計個人株主数は、証券保管振替機構と日本取引所グループの統計をもとに日本証券業協会が算出した、2018年度における名寄せ後の人数。

－ 利用状況 －
(2) NISAの利用者の年齢

一般NISA・つみたてNISA口座における年代別割合(全金融機関)(2019年6月末時点)

- ◆ 一般NISAの利用は50歳代以上が中心(70.5%)
 - ◆ つみたてNISAの利用は若年層(20歳代~40歳代)が中心(66.6%)
- ⇒世代によって制度が使い分けられている



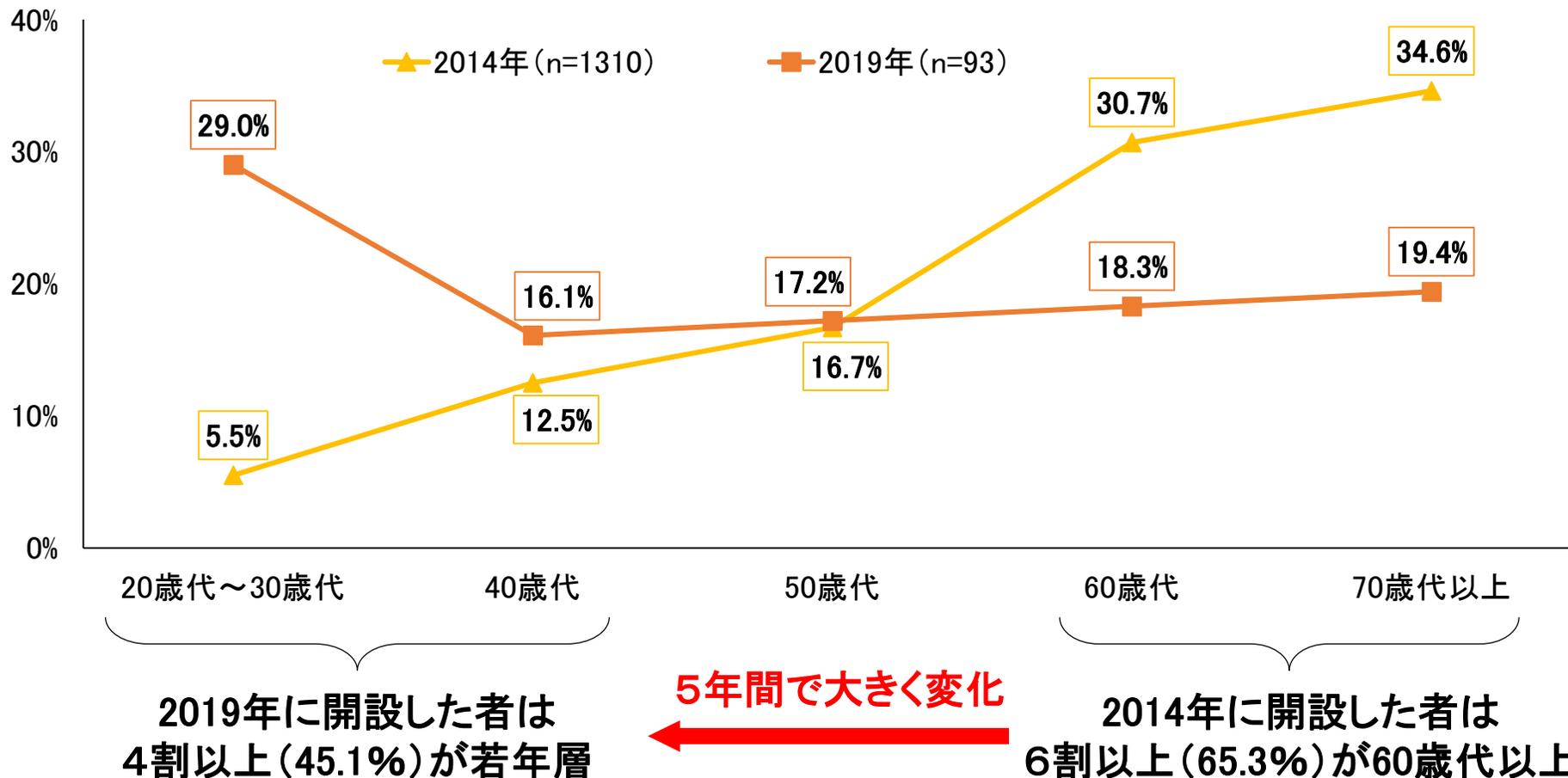
つみたてNISAの利用者は
約7割が若年層

一般NISAの利用者は
約7割が50歳代以上

(出所)金融庁「NISA口座の利用状況調査(2019年6月末時点)」

一般NISAにおける口座開設年齢の比較

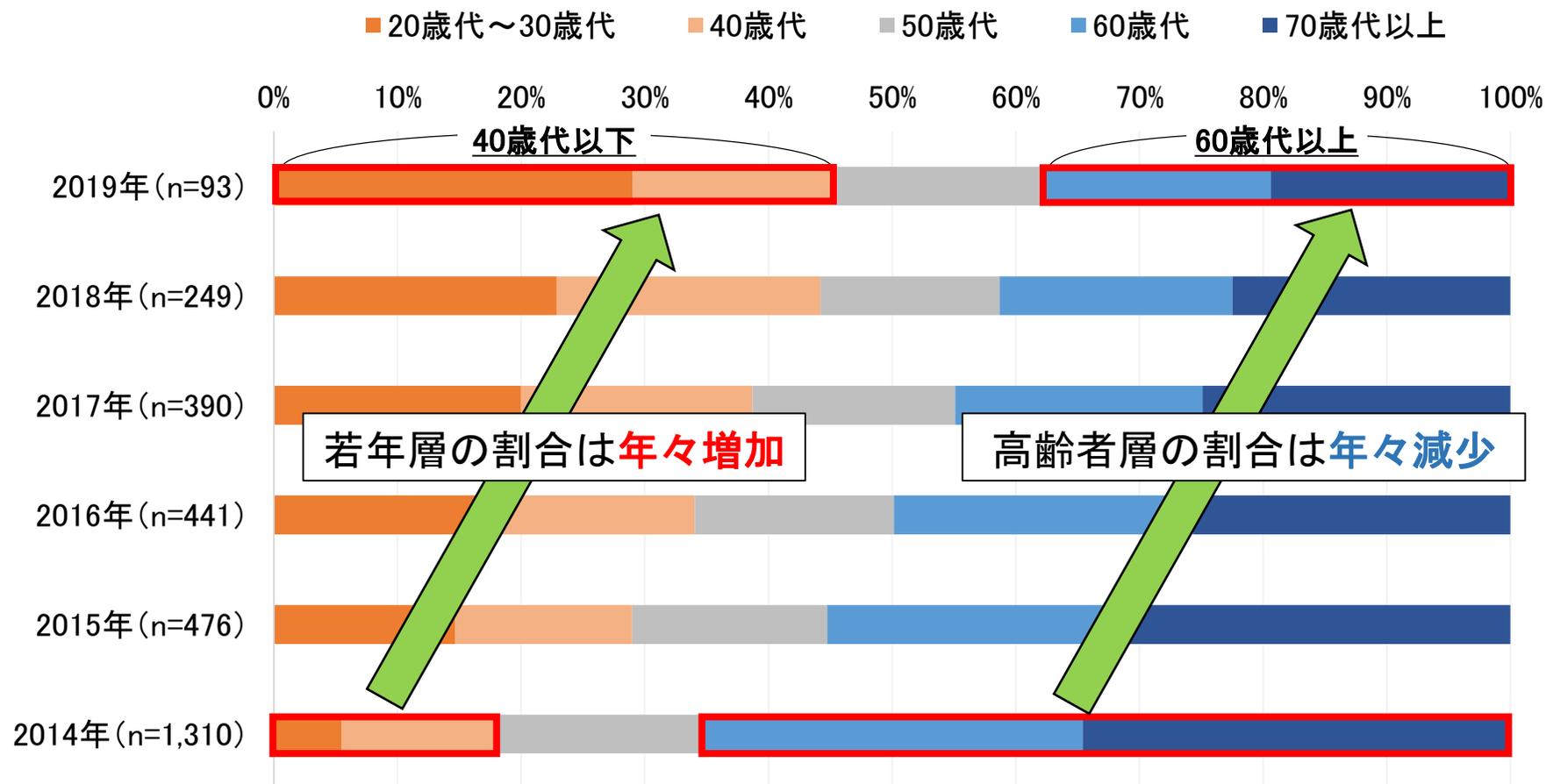
- ◆ 一般NISAの利用者における口座開設年齢を比較すると、2014年では60歳代以上が6割以上を占めるところ、2019年では40歳代以下が4割以上、50歳代以下まで含めると6割以上を占める結果となっている
⇒この5年間で新規口座開設者のうち、若年層が占める割合が高くなっている



一般NISAにおける口座開設年齢の比較

- ◆ 一般NISAの利用者における各年の口座開設者の年齢を比較すると、2014年では60歳代以上が6割以上を占めるところ、2019年では40歳代以下が4割以上、50歳代以下まで含めると6割以上を占める結果となっている

⇒この5年間に新規口座開設者のうち、若年層が占める割合が年々高くなっている



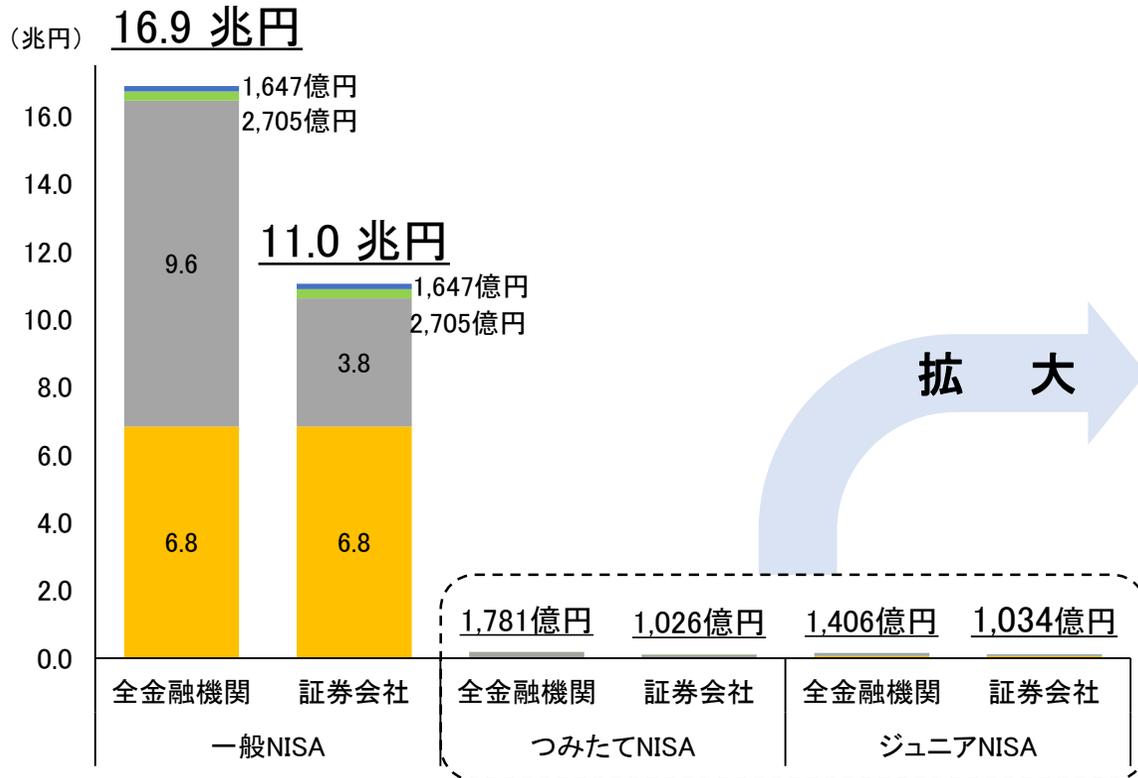
－ 利用状況 －
(3) NISAによる投資銘柄

NISAによる商品別の買付額

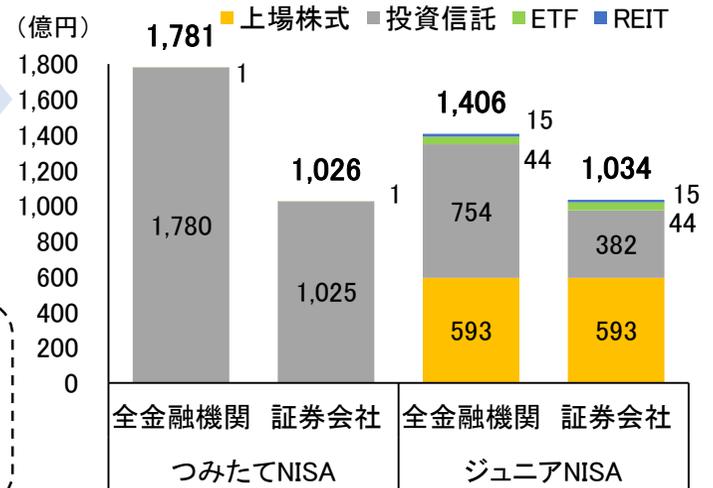
- ◆ NISAによる買付額は、家計金融資産1,860兆円のうち0.9%に達する
- ◆ さらに、家計保有の上場株式・投信173兆円のうちでは9.9%に達する

NISA制度全体の商品別買付額(兆円)

■ 上場株式 ■ 投資信託 ■ ETF ■ REIT



つみたてNISA・ジュニアNISAの商品別買付額(億円)



主要証券会社における一般NISAでの買付額上位銘柄(2014年～2018年の5年間の合計)

◆ 一般NISAでは配当利回りが高い銘柄が選好されている

(主要証券会社の一般NISA口座における上場株式の買付額(3兆9,794億円)の18.8%を占める)

⇒国民は一般NISAを利用して、配当による可処分所得を確保しつつ資産形成を行っている

	銘柄名	買付額	配当利回り
1	みずほフィナンシャルグループ*	1,566億円	4.27%
2	日本郵政*	1,005億円	2.73%
3	ソフトバンク	942億円	4.37%
4	キヤノン*	682億円	4.91%
5	三菱UFJフィナンシャル・グループ*	654億円	3.78%
6	トヨタ自動車*	618億円	3.25%
7	日産自動車*	590億円	5.98%
8	三井物産*	523億円	4.51%
9	武田薬品工業*	464億円	4.07%
10	ゆうちょ銀行	450億円	4.00%
—	東証1部上場銘柄の平均	—	1.89%

(注)1. *マークは日経平均構成銘柄。

2. 買付額は主要証券会社9社の各年のランキング上位10銘柄ベースの合計額で、億円未満を切り捨て。

3. 配当利回りは会社四季報(2019年1集新春号)掲載の数値。東証1部上場銘柄の平均は2018年末における単純平均利回り。

(出所)日本証券業協会

主要証券会社における一般NISAでの買付額上位銘柄(2014年～2018年の各年の推移)

- ◆ 各年の買付額上位銘柄にはその年の大型の新規公開(IPO)銘柄(※)がランクインしている
 ⇒ 一般NISAは市場への成長資金(リスクマネー)供給にも重要な役割を果たしている

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
1	みずほFG	<u>ゆうちょ銀行※</u>	みずほFG	<u>日本郵政※</u>	<u>ソフトバンク※</u>
2	武田薬品工業	<u>日本郵政※</u>	トヨタ自動車	みずほFG	日産自動車
3	三井物産	みずほFG	<u>九州旅客鉄道※</u>	日産自動車	JT
4	イオン	三井物産	三菱UFJ FG	<u>すかいらーくホールディングス※</u>	みずほFG
5	キヤノン	<u>かんぽ生命※</u>	キヤノン	トヨタ自動車	武田薬品工業
6	三菱UFJ FG	三菱UFJ FG	三井物産	キヤノン	キヤノン
7	トヨタ自動車	トヨタ自動車	武田薬品工業	シャープ	すかいらーくホールディングス
8	ANAホールディングス	キヤノン	イオン	東芝	日本郵政
9	野村ホールディングス	東芝	三井住友FG	三菱UFJ FG	三菱UFJ FG
10	ソフトバンクグループ	オリエンタルランド	<u>コメダホールディングス※</u>	JT	KDDI

(注) 主要証券会社9社の各年の買付額上位10銘柄ベースの合計額でランキングを作成。

(出所) 日本証券業協会

(参考)各年の一般NISAにおける超低位株(年中の月末終値平均が20円未満)の売買状況

暦年	該当銘柄 (月末終値平均)	一般NISA 口座数	当該銘柄を 買付けた口座数	当年中に全て 売却した口座数
2014年	A社(5円)	3,366,208口座 (100%)	925口座(0.027%)	<u>307口座(0.009%)</u>
	B社(10円)		1,010口座(0.030%)	<u>211口座(0.006%)</u>
	C社(14円)		922口座(0.027%)	<u>348口座(0.010%)</u>
	D社(17円)		441口座(0.013%)	<u>192口座(0.005%)</u>
	E社(19円)		602口座(0.017%)	<u>174口座(0.005%)</u>
	F社(19円)		1,046口座(0.031%)	<u>345口座(0.010%)</u>
2015年	A社(4円)	3,786,829口座 (100%)	658口座(0.017%)	<u>232口座(0.006%)</u>
	B社(9円)		1,448口座(0.038%)	<u>313口座(0.008%)</u>
	C社(19円)		2,016口座(0.053%)	<u>860口座(0.022%)</u>
	D社(18円)		1,215口座(0.032%)	<u>495口座(0.013%)</u>
2016年	B社(7円)	3,970,438口座 (100%)	1,078口座(0.027%)	<u>286口座(0.007%)</u>
	C社(16円)		1,144口座(0.028%)	<u>452口座(0.011%)</u>
	D社(11円)		792口座(0.019%)	<u>287口座(0.007%)</u>
	F社(8円)		1,298口座(0.032%)	<u>796口座(0.020%)</u>
	G社(17円)		744口座(0.018%)	<u>492口座(0.012%)</u>
2017年	C社(17円)	4,054,994口座 (100%)	2,635口座(0.064%)	<u>809口座(0.019%)</u>
	D社(12円)		1,947口座(0.048%)	<u>811口座(0.020%)</u>
	G社(11円)		226口座(0.005%)	<u>117口座(0.002%)</u>
2018年	C社(13円)	3,305,724口座 (100%)	2,626口座(0.079%)	<u>671口座(0.020%)</u>
	D社(10円)		1,275口座(0.038%)	<u>383口座(0.011%)</u>

月末終値平均
10円未満
⇒平均0.009%

月末終値平均
20円未満
⇒平均0.011%

(出所)主要証券会社7社調査
(対面4社、ネット3社)
(注)小数点第4位以下切り捨て

**一般NISAを超低位株の取引に利用している投資家は
利用者全体の極めて少数**

つみたてNISAの対象商品について

公募株式投資信託の対象商品(2019年10月時点 166本)

- **インデックス投資信託**(市場平均に連動した成果を目指すもの)が**基本(148本)**
 - インデックスは金融庁が指定(日経平均株価やS&P500等)
 - 低コストの商品に限定(国内資産を運用:0.5%以下、海外資産を運用:0.75%以下)

- **アクティブ運用の投資信託**(市場平均を上回る成果を目指すもの)は、
例外的に、**継続して投資家に支持・選択され、規模が着実に拡大しているもののみ(18本)**
 - 純資産額が50億円以上、運用実績が5年以上、資金流入超の実績が認められるもの
 - 低コストの商品に限定(国内資産を運用:1.0%以下、海外資産を運用:1.5%以下)

- **販売手数料は0%(ノーロード)**

つみたてNISA対象商品(公募投信)の資金増減額上位銘柄(2018年1月～2019年7月)

◆ つみたてNISAでは信託報酬率の低いファンドが選好されている

	ファンド名	運用手法	運用資産	信託報酬率 (税抜)
1	ひふみプラス	アクティブ	内外	0.98%
2	<購入・換金手数料なし>ニッセイ外国株式インデックスファンド	インデックス	海外	0.09%
3	eMAXIS Slim 先進国株式インデックス	インデックス	海外	0.09%
4	楽天・全米株式インデックス・ファンド	インデックス	海外	0.12%
5	ひふみ投信	アクティブ	内外	0.98%
6	セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド	アクティブ	内外	0.46%
7	eMAXIS Slim 米国株式(S&P500)	インデックス	海外	0.15%
8	eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	インデックス	内外	0.14%
9	楽天・全世界株式インデックス・ファンド	インデックス	内外	0.12%
10	セゾン資産形成の達人ファンド	アクティブ	内外	0.53%
—	株式投信(追加型)の最大値	インデックス	—	1.65%
		アクティブ	—	2.38%

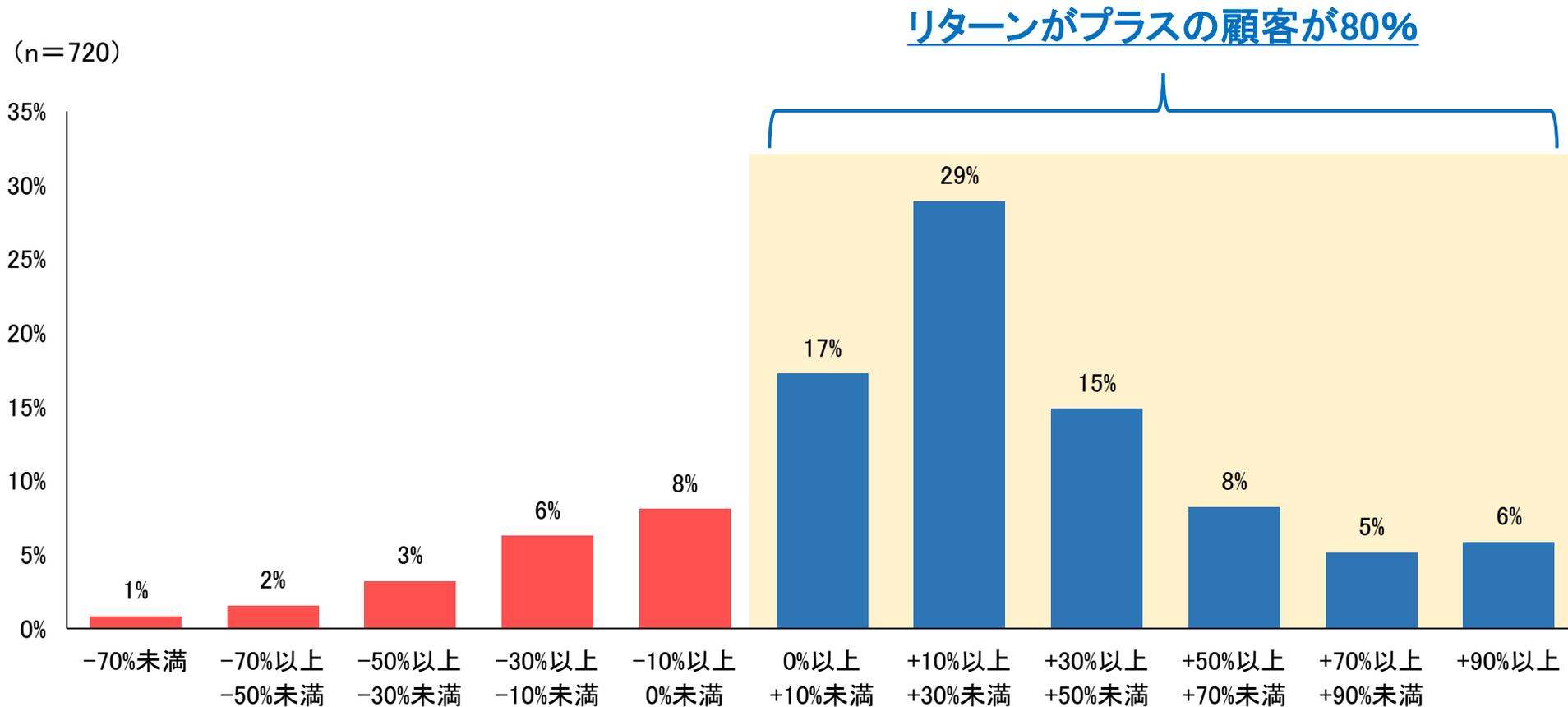
(注) つみたてNISA以外での資金流入も含めたランキング。

(出所) 投資信託協会より日本証券業協会作成

主要証券会社における一般NISAでの損益状況(2018年3月末時点)

◆ 2014年の制度開始時に一般NISAで投資を行った顧客を対象に、2018年3月末時点におけるリターンの水準についてサンプル調査を実施

⇒約8割の顧客がプラスのリターンであり、一般NISAは家計の資産形成に寄与している



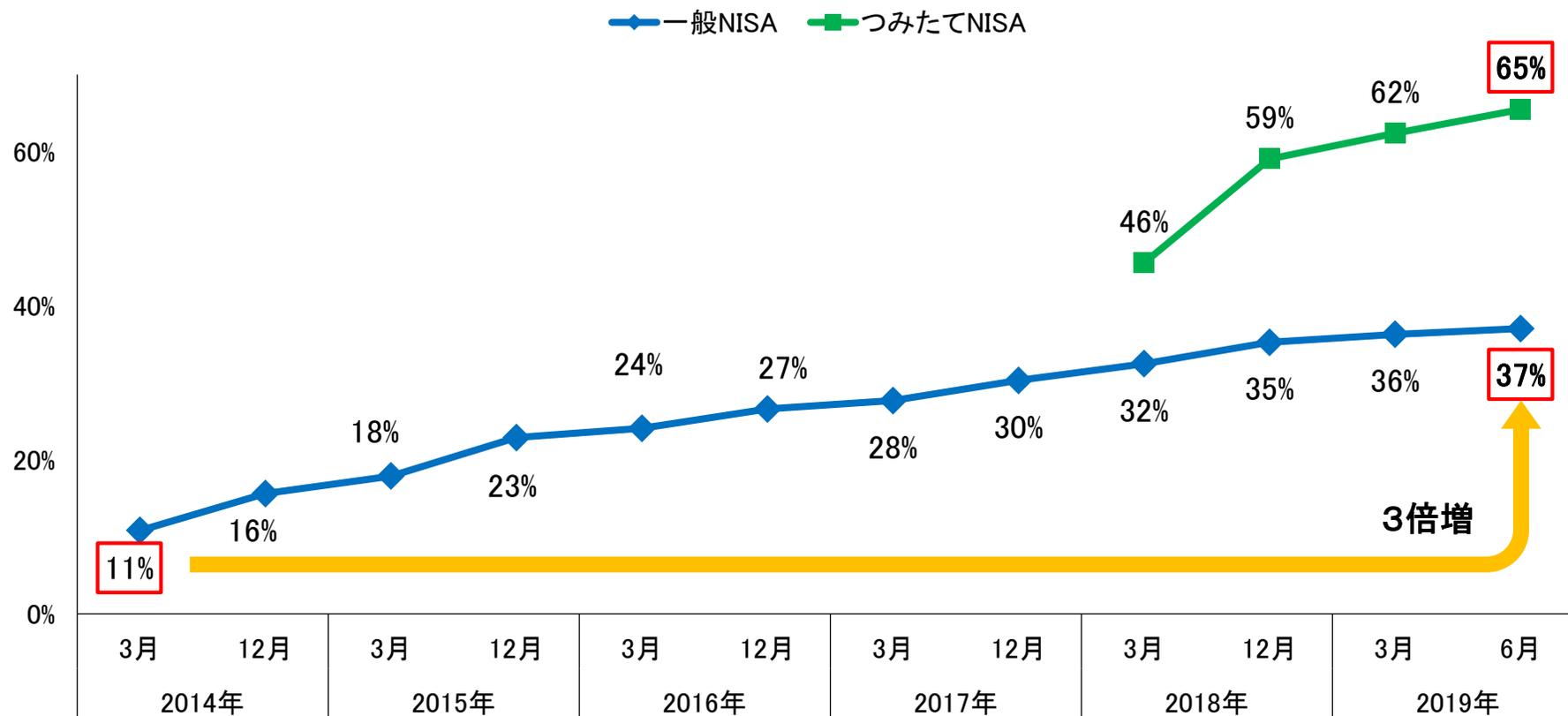
(注) 主要証券会社9社において2014年に一般NISAで買付を行った顧客を各社80名ずつサンプル抽出。

(出所) 日本証券業協会

－ 利用状況 －
(4)NISAによる
個人投資家の裾野拡大への寄与

つみたてNISA・一般NISA口座における投資未経験者数の推移(全証券会社)

- ◆ つみたてNISAは投資未経験者が証券投資を始めるきっかけとなっている
- ◆ 一般NISAも投資未経験者の割合が5年間で3倍以上に高まっている
⇒ 投資未経験者に、投資に関心を持ってもらうきっかけとして期待される



(注) 一般NISAの「投資未経験者」は、報告のあった証券会社において2013年4月1日以降に証券総合口座を開設した者と、つみたてNISAの「投資未経験者」は、報告のあった証券会社において2017年10月1日以降に証券総合口座を開設した者としている。また、それぞれの割合は勘定設定口座数をベースに計算している。

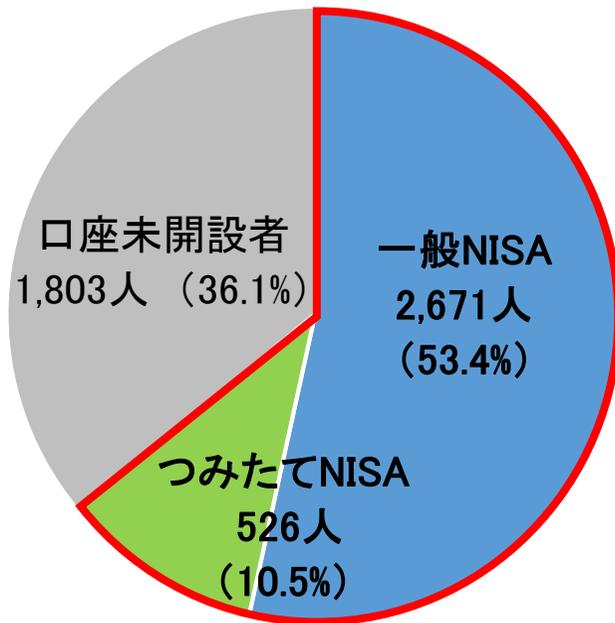
(出所) 日本証券業協会

一般NISA・つみたてNISA口座開設者の有価証券購入経験の有無

- ◆ 有価証券を保有する者のうち、一般NISA・つみたてNISA口座を開設している者は6割以上を占める
- ◆ また、一般NISA口座開設者のうち、口座を開設する前に有価証券を購入したことがない者は22.5%を占め、つみたてNISA口座開設者のうち、口座を開設する前に有価証券を購入したことがない者は37.5%を占める

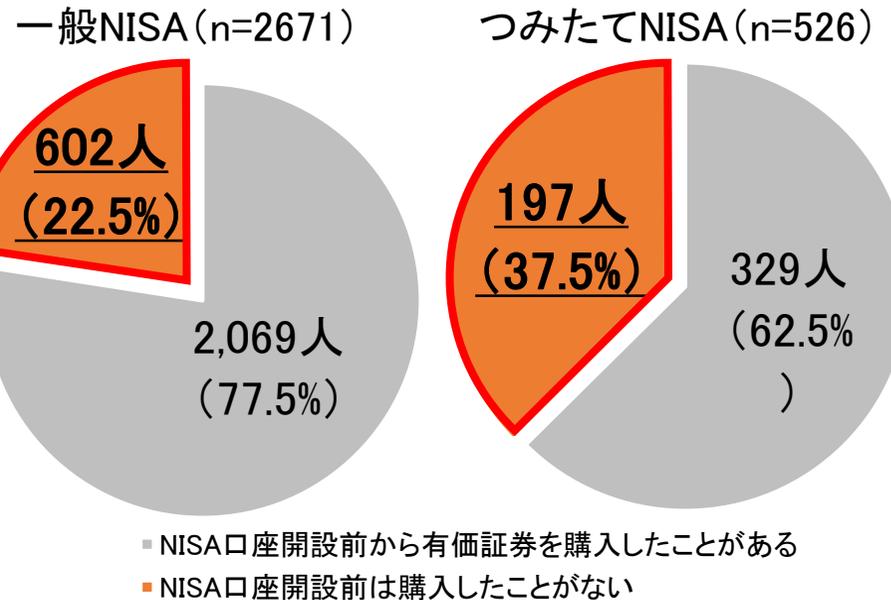
⇒ 一般NISA・つみたてNISAともに証券投資のきっかけとして大きな役割を果たしている

一般NISA・つみたてNISA口座開設者の証券保有者に占める割合 (n=5,000)



証券保有者のうち、6割以上が一般NISA・つみたてNISA口座を利用

一般NISA・つみたてNISA口座開設者の口座開設前における有価証券購入の有無 (n=3,197)



NISA制度の利用を機に証券投資を開始した者(799人)は、証券保有者(5,000人)の16%、一般NISA・つみたてNISA口座開設者(3,197人)の25%を占める

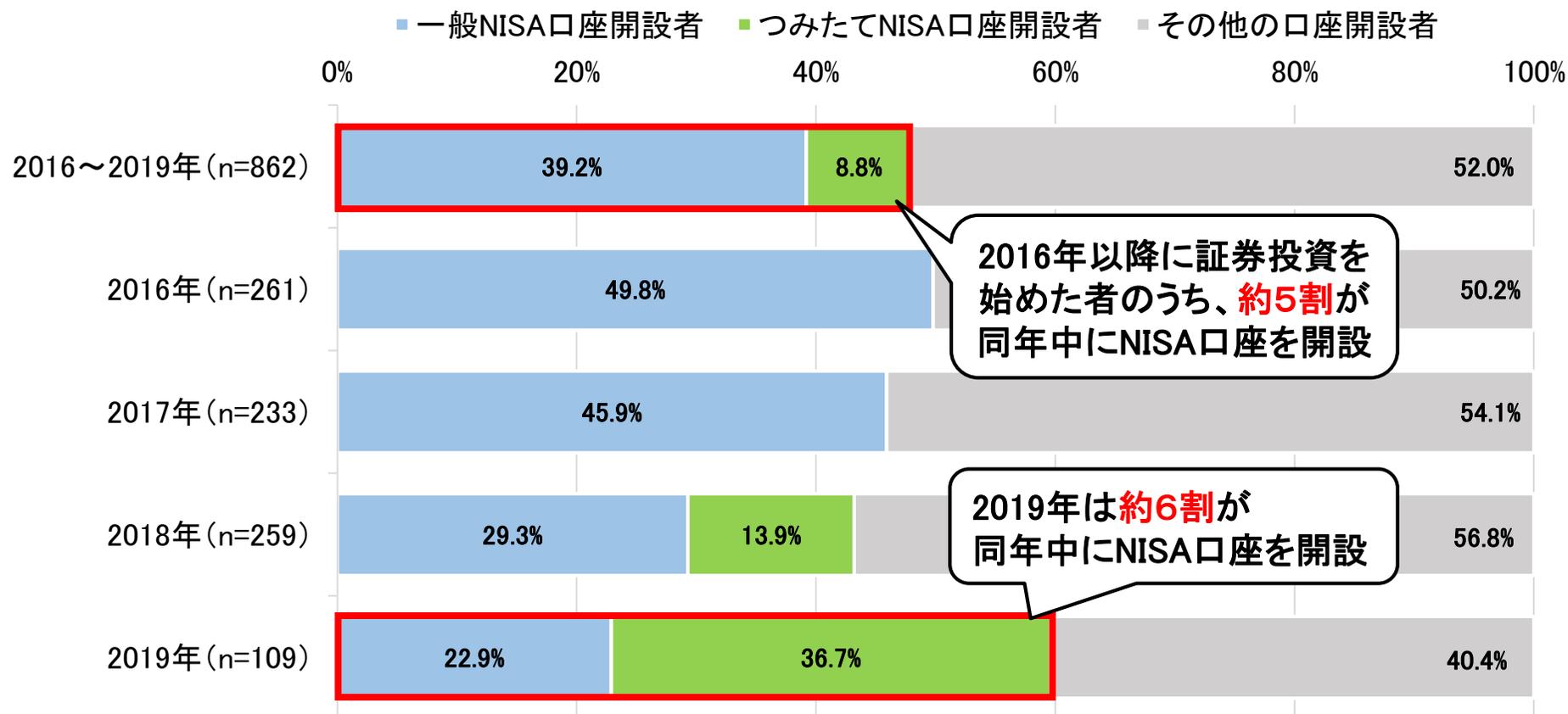
(参考) 一般NISA口座数: 約1,162万口座、つみたてNISA口座数: 約148万口座 (金融庁「NISA・ジュニアNISA口座の利用状況調査(2019年6月末時点)」)

(出所) 日本証券業協会「2019年度 個人投資家の証券投資に関する意識調査について」

一般NISA・つみたてNISA口座の開設時期

◆ 2016～2019年に初めて証券投資を行った者のうち、同じ年に一般NISA口座又はつみたてNISA口座を開設した者が占める割合は約5割であった

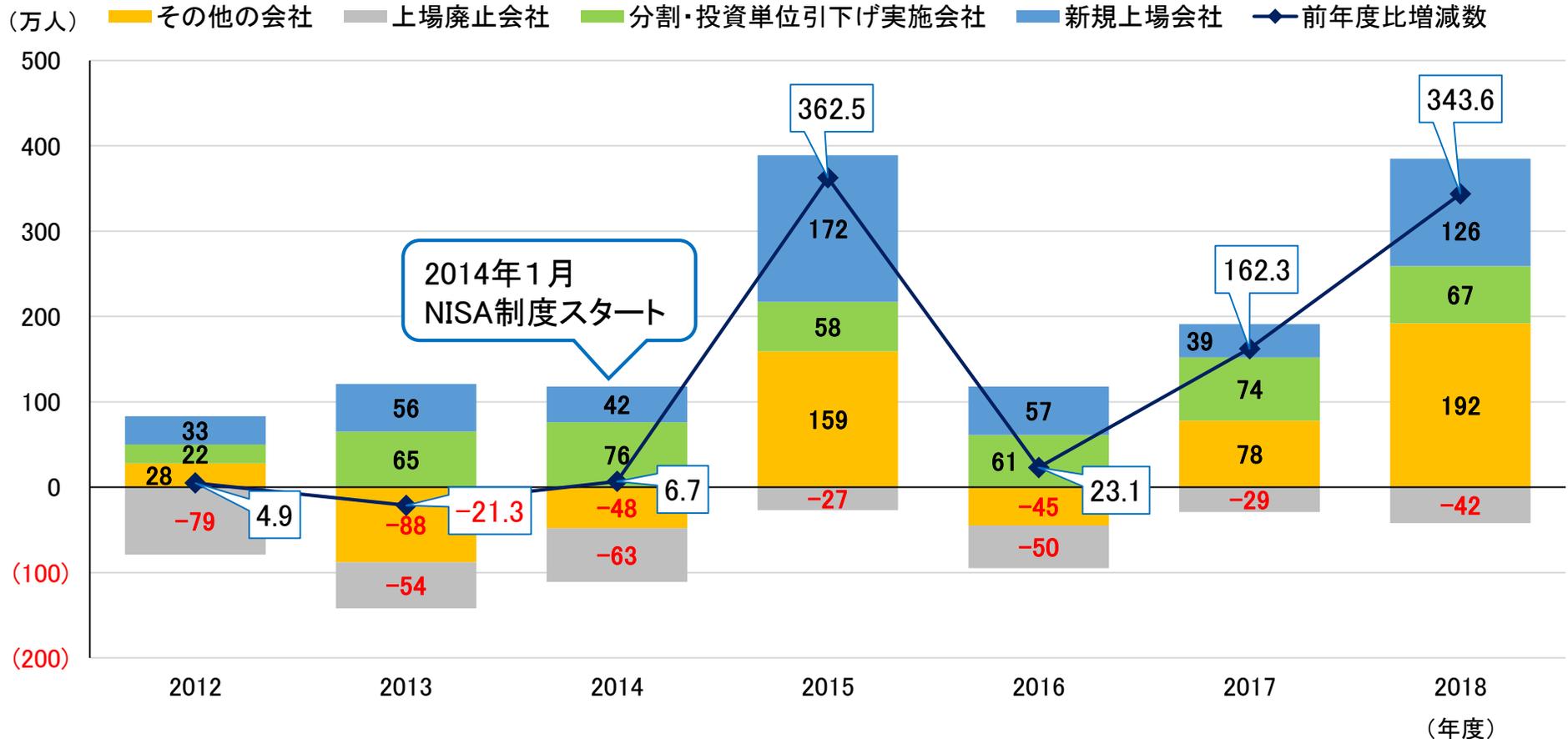
⇒ **一般NISA・つみたてNISAともに証券投資のきっかけとして大きな役割を果たしている**



(注) 上記のグラフでは、「証券投資を開始した年」について、「2016年」～「2019年」のいずれかと回答した者のうち、「一般NISA口座又はつみたてNISA口座を開設した年」として回答した年が「証券投資を開始した年」と一致する者をそれぞれ「一般NISA口座開設者」、「つみたてNISA口座開設者」としている。なお、「その他口座開設者」は「証券投資を開始した年」に一般NISA及びつみたてNISA口座のいずれも開設していない者をいう。

個人株主数(延べ人数)増減の要因分析

◆ NISA創設後5年間の個人株主数の増加は、NISAをきっかけとした個人投資家の買付等が主な要因となっていると推測される



(注) 1. 分割・投資単位引下げ実施会社は、調査年度中に効力発生日を迎えた、1:1.5以上の株式分割及び売買単位の引下げを行った会社(新規上場会社を除く)。
 2. その他の会社は、新規上場会社、分割・投資単位引下げ実施会社のいずれにも該当しない会社。
 3. 上場廃止会社については、前年度の個人株主数を集計。
 (出所)東京証券取引所「株式分布状況調査」より日本証券業協会作成

－ 利用状況 －
**(5) NISAの利用者の所得額や
金融資産保有額**

NISA(一般・つみたて)の所得区分別・保有金融資産別利用状況

◆ 下記の2つのアンケート調査結果を総合的に検討すると、**NISAは現状でも中間層以下で多く利用されている**

➢ 所得区分別

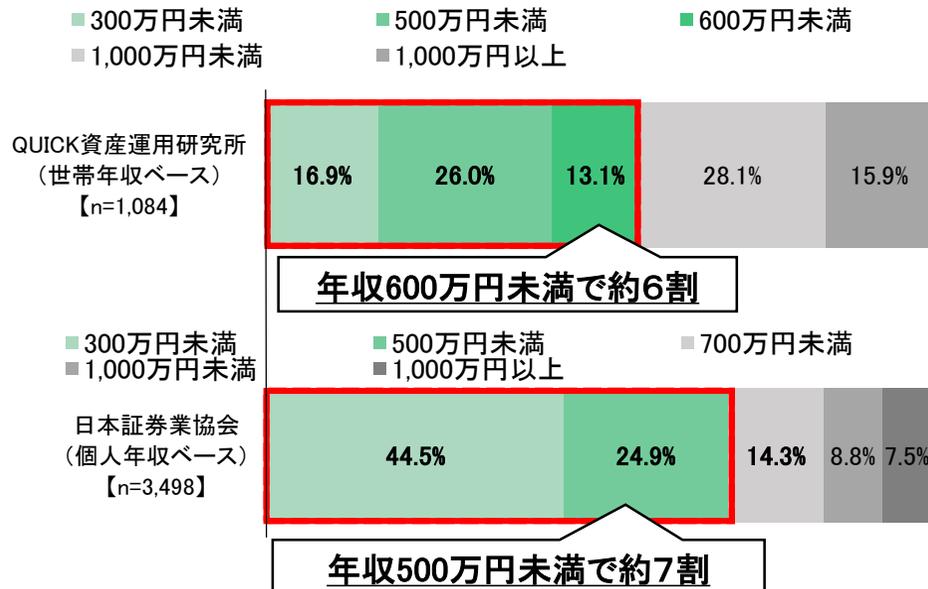
厚生労働省「国民生活基礎調査」によれば国民の平均年収は全世帯で551万円、子供(児童)のいる世帯では743万円とされているが、この平均年収以下の層による口座開設がNISA口座開設者全体の過半を占めている

➢ 保有金融資産別

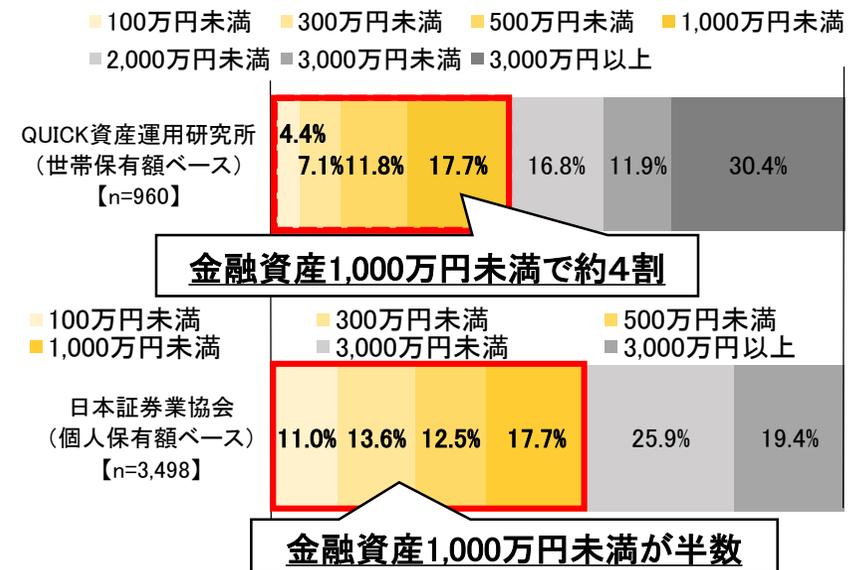
金融広報中央委員会によれば金融資産保有世帯における平均保有額は単身世帯で1,234万円、2人以上世帯で1,519万円とされているが、この平均保有額以下の層による口座開設がNISA口座開設者全体の半数を占めている

◆ しながら、低所得者層・金融資産の少ない層は、**①もともと証券投資になじみが薄くNISAの可能性に気付いていないこと、②NISAのメリットが富裕層に比べて相対的に大きいこと**等から、官民による金融経済教育及び普及啓発活動を続けていくことにより、**時間はかかるものの、NISAの一層の利用拡大が期待される**

所得区分別



世帯あたりの保有金融資産別



(注) 1. 所得の額・金融資産の額について「回答したくない」とした人を除く。
2. 一般NISAとつみたてNISAをそれぞれ異なる年で開設している場合は、それぞれ計上。

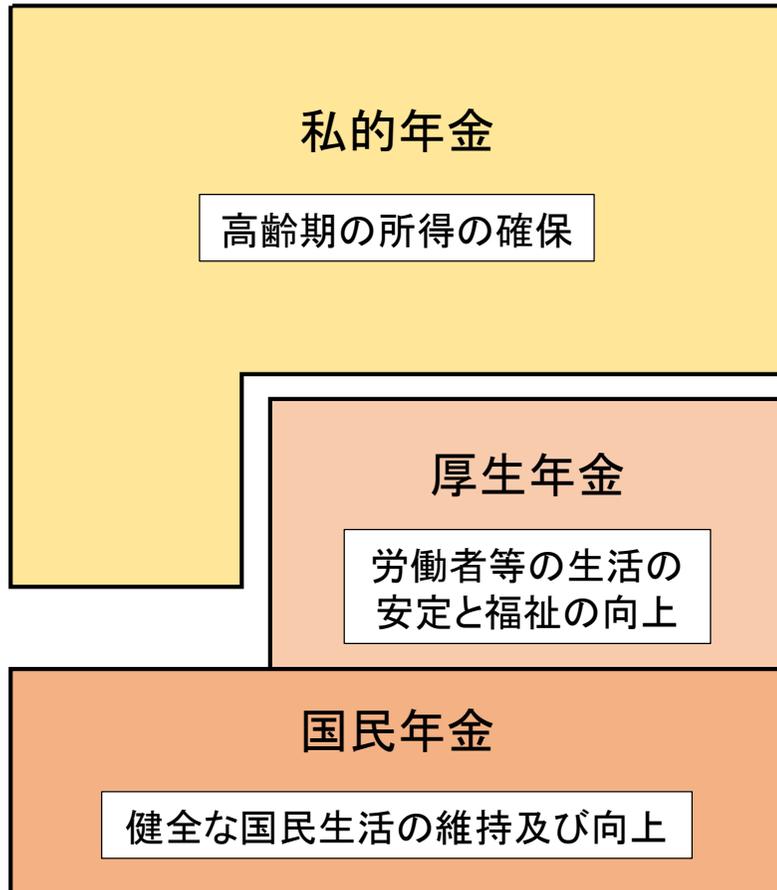
(出所) QUICK資産運用研究所「個人の資産形成に関する意識調査(2018年)」
日本証券業協会作成「2019年度 個人投資家の証券投資に関する意識調査」

(参考)NISA制度と私的年金制度(DC、iDeCo等)の比較

NISA制度と私的年金制度の比較(イメージ)

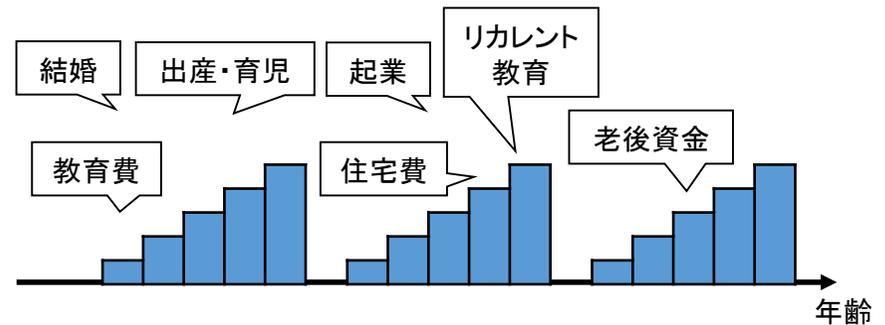
年金制度

〔老齢、障害又は死亡給付〕



資産形成支援制度(NISA)

教育、住宅、老後といった、これまでの三大支出だけでなく、起業資金、リカレント教育等の多様な資金使途に対応



◆ 中長期的な資産形成の支援

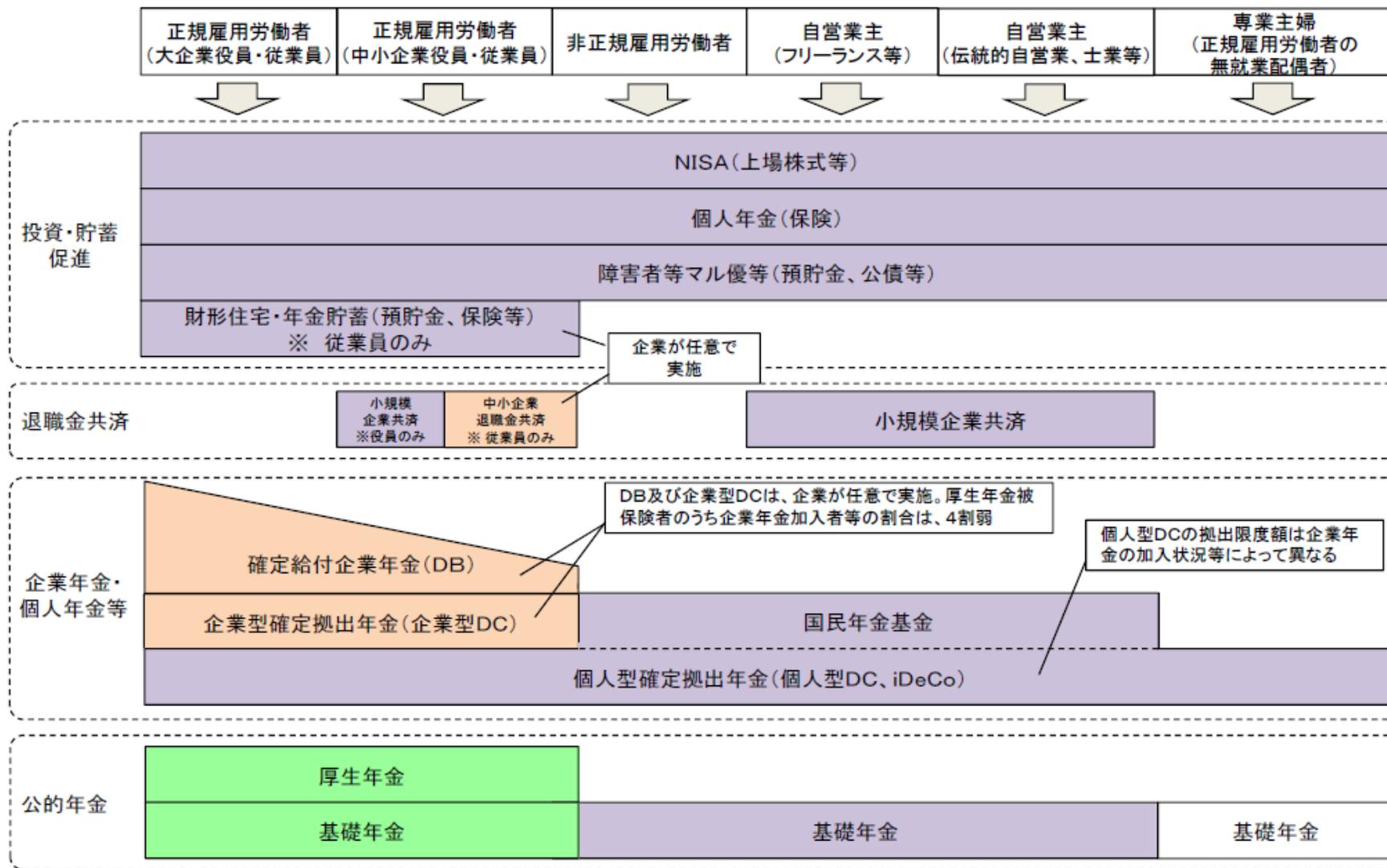
個人金融資産の過半が現預金
⇒リスク・リターンの改善による
資産と可処分所得の拡大

◆ 成長資金の供給拡大

人口減少時代の我が国経済の
持続可能性(サステナビリティ)の確保

老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援制度の現状(イメージ)

＜政府税制調査会(第19回)(2018年10月23日)財務省説明資料)より抜萃＞



(凡例)老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

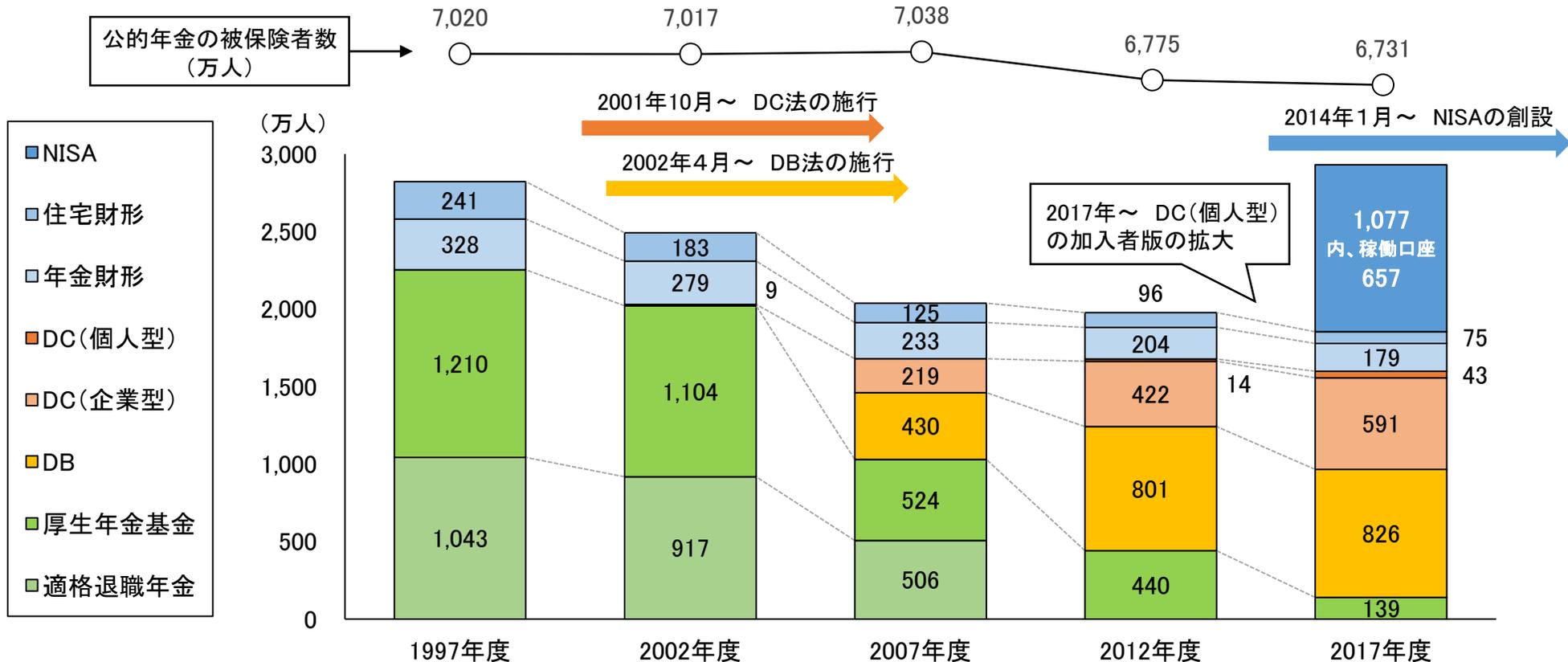
事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	----------------	---------------	--------

(注)上記は、原則的な取扱いを示すものであり、個々の制度について加入可能な対象者の範囲等をすべて図示したものではない。

主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の加入者数等の推移

〈政府税制調査会(第19回)(2018年10月23日)財務省説明資料)をもとに日証協作成〉

◆ 導入企業の従業員が利用する企業年金・財形貯蓄(年金・住宅)は全体として減少傾向
 ⇒ **そうした中で、DB、DC(企業型、個人型)の重要性が増すとともに、NISAは短期間で急成長**



(注) 1. 稼働口座数は、金融庁「NISA口座の利用状況に関する調査結果」に日本証券業協会「NISA口座開設・利用状況調査結果」稼働率を乗じたもの。
 2. 「加入者数等」とは、保険料の拠出や貯蓄・投資を行う者(各年金制度の被保険者又は加入者、財形制度の利用者、NISA制度の口座開設者)の人数をいう。
 3. NISA以外の加入者数等は、「厚生年金保険・国民年金事業の概況(厚生労働省)」、「企業年金の受託概況(生命保険協会・信託協会・JA共済連)」、「企業年金白書(ライフデザイン研究所)」及び「財形貯蓄制度の実施状況について(厚生労働省発表)」による。
 4. 企業に勤める者が加入対象の主な制度の加入者数を記載しており、重複加入もある。また、上記のほか、自営業者等が加入する国民年金基金(約40万人)、公務員等が加入する退職等年金給付(約445万人)などがあることに留意(いずれも加入者数は2017年3月末の値)

年金制度とNISA制度の比較

	年金制度				NISA制度	
	公的年金 (国民年金・厚生年金)	私的年金			一般NISA	つみたて NISA
		DB	企業型DC	個人型DC (iDeCo)		
加入可能年齢 (拠出可能年齢)	年金制度として、原則20歳以上60歳未満の居住者 ^(注1)				20歳以上の居住者 ^(注2)	
払出制限	年金制度として、払出(給付)は、原則として①老齢(65歳以降)、 ②障害(障害年金)、③死亡(遺族年金)に限られる ^(注3)				資産形成支援制度として、 年齢や資金用途による 払出制限はない	
税制優遇	EET型(拠出時所得控除、受取時課税)＋受取時の特例				TEE型(拠出時課税)	
運用方法	年金積立金管理運用独立 行政法人(GPIF)が 一括して運用等	企業が運用	企業による投資教育の 支援を受け、 従業員個人が運用	個人が運用 (官民による投資教育の支援が必要)		
加入状況 (2018年度末)	強制加入 6,733万人	任意(企業) 901万人	任意(企業) 648万人	任意(個人) 85万人	任意(個人) 1,168万人	

(注)1. 厚生年金については、厚生年金保険に加入している企業等に勤務する70歳未満の者。企業年金については、実施企業に勤務する従業員。

2. 2022年4月の成年年齢引下げに合わせて、18歳以上の居住者に引下げられる。

3. 一定の要件を満たした場合、脱退一時金の受取りが可能。

主な資産形成支援措置の税制上の取扱い(TEE型とEET型の視点)

	拠出時	運用時	受取時	税制上の取扱い																		
NISA 課税後所得からの拠出	T 課税	E 非課税	E 非課税	<ul style="list-style-type: none"> 年間投資額120万円(つみたてNISAは40万円)まで、配当・譲渡益が5年間(つみたてNISAは20年間)非課税 																		
財形住宅・年金貯蓄 (預貯金、保険等)	T	E	E	<ul style="list-style-type: none"> 元利合計550万円(保険型は払込額385万円)まで、利子等が非課税 目的外での払出し時、利子等に対して5年間の遡及課税 																		
障害者マル優 (預貯金、公債等)	T	E	E	<ul style="list-style-type: none"> 預貯金の元本350万円まで、利子等が非課税 																		
退職金共済	E 所得控除	E 非課税	T 実質的に E	<ul style="list-style-type: none"> 受取時(一時金)、退職所得控除の対象: <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤続年数(A)</th> <th>退職所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年以下</td> <td>40万円×A(80万円に満たない場合は、80万円)</td> </tr> <tr> <td>20年超</td> <td>80万円+70万円×(A-20年)</td> </tr> </tbody> </table>	勤続年数(A)	退職所得控除額	20年以下	40万円×A(80万円に満たない場合は、80万円)	20年超	80万円+70万円×(A-20年)												
勤続年数(A)	退職所得控除額																					
20年以下	40万円×A(80万円に満たない場合は、80万円)																					
20年超	80万円+70万円×(A-20年)																					
確定拠出年金 (DC)	E	E(注1)	T 実質的に E(注2)	<ul style="list-style-type: none"> 受取時(年金)、公的年金等控除の対象: <table border="1"> <thead> <tr> <th>公的年金等の合計額(A)</th> <th>130万円未満</th> <th>330万円未満</th> <th>410万円未満</th> <th>770万円未満</th> <th>770万円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳未満</td> <td>70万円</td> <td>A×25% +37.5万円</td> <td>A×25% +37.5万円</td> <td>A×15% +78.5万円</td> <td>A×5% +155.5万円</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>120万円</td> <td>120万円</td> <td>A×25% +37.5万円</td> <td>A×15% +78.5万円</td> <td>A×5% +155.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	公的年金等の合計額(A)	130万円未満	330万円未満	410万円未満	770万円未満	770万円以上	65歳未満	70万円	A×25% +37.5万円	A×25% +37.5万円	A×15% +78.5万円	A×5% +155.5万円	65歳以上	120万円	120万円	A×25% +37.5万円	A×15% +78.5万円	A×5% +155.5万円
公的年金等の合計額(A)	130万円未満	330万円未満	410万円未満	770万円未満	770万円以上																	
65歳未満	70万円	A×25% +37.5万円	A×25% +37.5万円	A×15% +78.5万円	A×5% +155.5万円																	
65歳以上	120万円	120万円	A×25% +37.5万円	A×15% +78.5万円	A×5% +155.5万円																	
確定給付企業年金 (DB)	E	E(注1)	T 実質的に E(注2)																			
公的年金	E	E	T 実質的に E	<ul style="list-style-type: none"> 支払時、社会保険料控除の対象(全額) 受取時、公的年金等控除の対象 																		

(注) 1. 積立金の全額に、一律1.173%の特別法人税が課税される。2020年3月31日までは、特別法人税の課税は凍結されている。

2. 年金受取(終身・有期)又は一時金受取のいずれも選択可能。

確定拠出年金制度とNISA制度との比較

	確定拠出年金 (DC)				NISA		
	企業型DC (2001年10月～)	iDeCo (2001年10月～)				一般NISA (2014年1月～)	つみたてNISA (2018年1月～)
対象者	実施企業の 60歳未満の従業員	自営 業者	専業 主婦 〔 20歳～60歳 〕	会社員	公務員	20歳以上の居住者(注1)	
年間拠出 限度額	33万円(注2)	81.6万円 (注3)	27.6万円	14.4万円 (注4)	14.4万円	120万円	40万円
拠出可能額	40年間で1,320万円 または2,640万円(注2)	〔 それぞれ40年間で 〕				最大5年間で600万円 ⇒2020年以降縮減	最大20年間で800万円 ⇒2019年以降縮減
非課税 保有期間	掛金の拠出から60歳まで (年金制度として)				買付から5年間(注5)	買付から20年間	
投資可能商品	投資信託、保険商品、 公社債、預貯金等	投資信託、保険商品、 公社債、預貯金等				上場株式、ETF、REIT、 株式投資信託等	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託で租特令・告示 の要件を満たすもの
制度時限	恒久制度				2023年の買付まで	2037年の買付まで	

(注) 1. 2022年4月の成年年齢引下げに合わせて、18歳以上の居住者に引下げられる。

2. 確定給付型年金制度がない場合、年間拠出額は66万円。

3. 国民年金基金または国民年金付加保険料との合算枠。

4. 企業年金等に加入していない場合、年間拠出額は27.6万円。企業年金等のうち企業型DCのみに加入している場合、年間拠出額は24万円。

5. 5年間の非課税期間が終了した後は、保有する金融商品を翌年設定される非課税枠に移管することも可能。

確定拠出年金運用における投資信託等の割合

◆ 長期化する高齢期を踏まえれば、確定拠出年金の加入者において、「長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るための」運用が必要と考えられるが、投資信託等の運用割合は伸びていない

